

一般国道 3 1 号呉駅交通ターミナル運営等事業
需要変動に基づく調整

令和 7 年 7 月

国土交通省 中国地方整備局

目 次

1. 基本的な考え方	1
2. 導入のタイミングと条件.....	1
3. 想定収入の設定	1
4. 閾値・シェア率の設定.....	2
4.1 閾値	2
4.2 シェア率	2
5. 導入後の条件の見直し協議.....	2

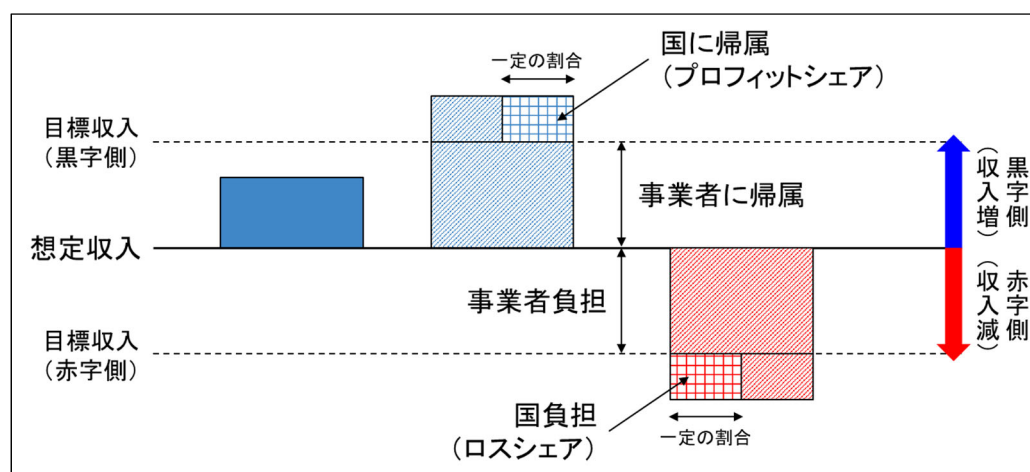
1. 基本的な考え方

事業者は、各年度の停留料金及び利便施設の運営により得た収入が、国と合意した各年度の目標収入（以下「目標収入」という。）を上回る場合に、一定の範囲内であれば事業者へ帰属、それを超える部分については一定の割合等を定めて国へ帰属させるものとする（以下「プロフィットシェア」という。）。

また、目標収入を下回る場合についても、一定の範囲内であれば事業者の負担、それを超える部分については一定の割合等を定めて国が負担するものとする（以下「ロスシェア」という。）。

なお、国の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）第 2 条に基づき、1 円未満の端数を処理する。

プロフィット・ロスシェアリングのイメージ



2. 導入のタイミングと条件

プロフィットシェア及びロスシェアは、暫定供用開始日までに国と事業者で協議を行い、導入を検討するものとする。

導入条件については、下記に示す考え方（想定収入の設定、閾値・シェア率の設定）を原則とし、詳細は国と事業者で協議を行い決定する。

なお、プロフィットシェア及びロスシェアの支払方法は、維持管理・運営に係るサービス購入料の次回支払額の減額（プロフィットシェアの場合）又は増額（ロスシェアの場合）によることを基本とし、詳細は国と事業者で協議を行い決定する。

3. 想定収入の設定

プロフィットシェア及びロスシェアの対象は、停留料金及び利便施設の運営により得た収入とし、プロフィットシェア及びロスシェアの基準となる想定収入を設定するものとする。事業者提案による想定収入を基に、国と事業者の協議により、プロフィットシェア及びロスシェアにおける想定収入の設定を行うものとする。

4. 閾値・シェア率の設定

4.1 閾値

プロフィットシェア及びロスシェア導入以降の利便施設の運営により得た収入（年額）が、国と事業者の協議により定めた想定収入と比較して、15%を目安とし、それを超えて増加した場合にプロフィットシェアを、15%を目安とし、それを超えて減少した場合にロスシェアを、それぞれ適用する。なお、閾値については、必要に応じて国と事業者が協議を行うものとする。

また、プロフィットシェア及びロスシェア導入以降における停留料金（年額）の増減については、全額を国の帰属又は負担とする。

4.2 シェア率

(1) プロフィットシェアの場合

利便施設の運営により得た収入の増加分のうち上限閾値（目標収入（黒字側））を超える部分について、当該収入増加分の 50%を目安として国の帰属となり、事業者は国に対して当該収入増加分を支払うものとする。

(2) ロスシェアの場合

利便施設の運営により得た収入の減少分のうち下限閾値（目標収入（赤字側））を超過する部分について、当該収入減少分の 50%を目安として国の負担となり、国は事業者に対して当該収入減少分を支払うものとする。

(3) シェア率の設定

シェア率については、必要に応じて国と事業者が協議を行うものとする。

5. 導入後の条件の見直し協議

プロフィットシェア及びロスシェア導入後、概ね5年毎を目途に、停留料金の状況及び利便施設の運営状況を踏まえ、想定収入、または閾値の見直しについて、国と事業者で協議を行うことができるものとする。